

ひとり親家庭等 実態調査等

ひとり親家庭等の生活実態やニーズを把握し、施策の充実を図るため、10月10日から24日まで実態調査を行います。

児童扶養手当、特別医療費等の施策を利用、または利用していたひとり親家庭（無作為抽出）へ郵送により調査を行いますので、ご協力ををお願いします。

○問合せ先

県福祉保健部子育て支援総室

（☎ 0857-26-7869）

水産まつり

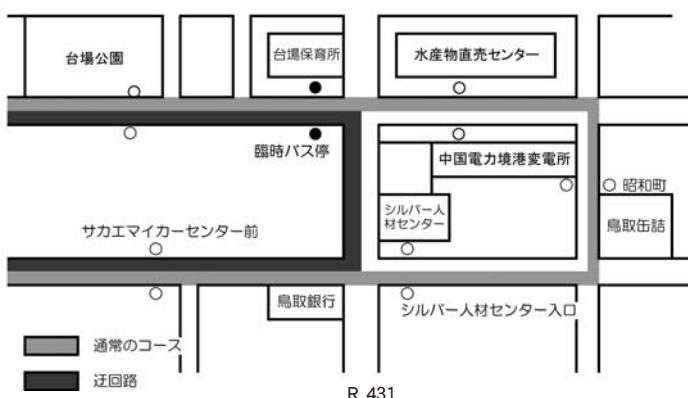
はまるーふバス コースの変更

10月12日（日）に行われる「水産まつり」のため、はまるーふバスのコースを次のとおり変更します。

ご来場の際は、混雑が予想されますので、はまるーふバス（メインコース）をご利用ください。

なお、最寄のバス停は下図の「臨時バス停」となります。

○問合せ先 通商課商工観光係（☎ 47-1068）



成式 生涯学習課生涯学習係

○対象 昭和63年4月2日～

平成元年4月1日生まれの人
※市内在住には別途ご案内しますが、市外の人で参加を希望する人は11月21日（金）までにご連絡ください。

○とき 来年1月11日（日）

◇受付開始 午後0時30分

◇開会 午後1時30分

○ところ 文化ホール

（☎ 47-1091）

秋の行政相談週間 10月20日（月）～26日（日）

漁業センサスを 11月に実施します

行政相談は、役所の仕事や手続き、サービスなどで「説明や措置に納得できない」「どこに相談してよいかわからない」といった苦情や要望を受け付け、公平・中立の立場から、その解決の促進等を図る制度です。

市では3人の行政相談委員が定期的に行政相談を行っています。相談は無料で秘密は固く守られます。相談は気軽にご相談ください。

○問合せ先

総務課選挙統計係

（☎ 47-1082）

労働法の改正 パートタイム

4月から改正パートタイム労働法が施行されました。

事業主の義務等、主な改正点は次のとおりです。

◇労働基準法で義務付けられた明示事項に加え、昇給、退職手当、賞与の有無について、文書の交付等で明示しなければならない。

◇雇い入れ後、パートタイム労働者から求められれば、待遇を決定した理由などについて合理的な説明をしなければならない。

◇通常の労働者と同視できるパートタイム労働者の待遇を差別的に扱ってはならない。

中小企業の退職金では 国 の 制 度 で



中小企业退職金共済制度（中退共制度）は、中小企業で働く従業員のための外部積立型の国

の退職金制度で、掛金助成や税法上の優遇など、有利な特典がいっぱいです。安全・確実な中退共制度をぜひご利用ください。詳細は、お問い合わせください。

○問合せ先

地域振興課広報広
聴係
（☎ 47-1023）

詳しく述べてお問い合わせください。

◇正社員へ転換するための措置を講じなければならない。

詳しく述べてお問い合わせください。

（☎ 0857-29-1709）

